

- 治療が終了したとき、あるいは症状が固定したときは共済組合に連絡してください。
- 示談の前には、共済組合に連絡してください。

事故によるケガの場合、後遺症が出てくることがあります。示談を進めるうえで後遺症が発生した場合も、その治療は改めて請求する等の約束を記載するのが通例です。

また、加害者へは、共済組合へ保険診療分の治療費の支払義務があることを再確認させてください。

第三者の行為によっておきた事故にもかかわらず、警察に事故の届け出をせずに組合員証を使用して医療機関で受診した場合、共済組合が負担した医療費については、組合員の方に負担していただくことがありますので、注意して対処してください。

第三者行為に該当する場合は、

- ・ 交通事故にあったとき
- ・ けんかに巻き込まれ傷害をうけたとき
- ・ 工事現場の落下物などでケガをしたとき
- ・ 自宅の飼い犬以外にかまれたとき

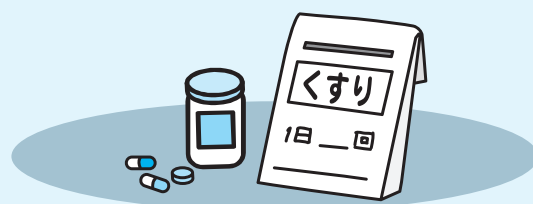
などです。

お問い合わせ先

奈良県市町村職員共済組合 保険課

TEL 0744-29-8264 (課直通)

## ジェネリック医薬品を 活用しましょう！



ジェネリック医薬品は、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分、同じ効能・効果があり、安全性においても同等の医薬品です。

新薬の約2～7割程度の安価となり、皆さんの自己負担額の軽減、短期（医療）財政の改善につながります。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、「ジェネリック医薬品希望カード」を医師・薬剤師に提示する等により、ジェネリック医薬品の処方希望を伝えてください。